

青森県立青森高等学校同窓会会則

昭和 25 年 9 月 2 日制定
昭和 41 年 8 月 21 日改正
昭和 42 年 9 月 2 日改正
昭和 52 年 8 月 20 日改正
昭和 58 年 8 月 20 日改正
昭和 63 年 8 月 20 日改正
平成 4 年 8 月 15 日改正
平成 7 年 8 月 19 日改正
平成 15 年 8 月 16 日改正
令和 3 年 8 月 14 日改正
令和 6 年 8 月 10 日改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、青森県立青森高等学校同窓会と称する。
第 2 条 本会は、会員相互の親睦と母校の発展を助成することを目的とする。
第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1)同窓生親睦会の開催 (2)会報の発行 (3)会員名簿の管理
 (4)その他本会の目的を達成するために必要な事業
第 4 条 本会は、事務局を青森高等学校内に置く。

第 2 章 会 員 及 び 役 員

- 第 5 条 本会の会員は次の 2 種類とする。
 (1) 正会員
 (イ)青森県立青森高等学校卒業生並びに青森県立青森中学校卒業生・同青森高等女学校卒業生・同青森女子高等学校卒業生・同青森高等学校併設中学校卒業生・同青森女子高等学校併設中学校卒業生。
 (ロ)上記学校に在学したことのある者で、入会の手続きを取った者。
 (2) 特別会員 上記学校職員及び職員であった者。
第 6 条 本会に次の役員を置く。
 (1)会長 1 名 (2)副会長若干名 (3)理事 (4)監事 5 名以内
第 7 条 会長・副会長・監事は、総会において会員の中から選任する。理事は、会員の中から会長がこれを委任する。
第 8 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げないものとする。
第 9 条 本会は、円滑な会運営のために顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第 3 章 会 務

- 第 10 条 会長は本会を代表して会務を総理し、会議の場合議長となる。
第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
第 12 条 理事は会務を執行する。
第 13 条 監事は事業及び会計を監査する。
第 14 条 役員会は、会長・副会長・理事・監事をもって構成し、会務を審議する。尚、校長は役員会に出席し、意見を述べることができる。役員会は会長が召集する。
第 15 条 会長は、必要と認めるときには会員の中から委員を選任し、委員会に必要事項を審議させることができる。
第 16 条 本会の総会は、決算終了後 3 ヶ月以内に開催する。
第 17 条 会議の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

第 4 章 会 計

- 第 18 条 正会員は入会に際し、終身会費として金 5,000 円を納入するものとする。
第 19 条 本会の事業経費は、終身会費・寄付金・その他をもってこれにあてる。
第 20 条 本会の会計は、事務局がこれにあたる。
第 21 条 本会の会計年度は 6 月 1 日より、翌年 5 月 31 日までとする。

第 5 章 地 区 同 窓 会

- 第 22 条 各地区(職域を含む)には、その地区に在住する会員の希望によって、地区同窓会を設けることができる。
第 23 条 地区同窓会を設置した場合は、本会事務局へ地区同窓会会則・役員及び会員名簿・事務局所在地及び責任者等を登録する。

付 則

- 1 本会会則の変更は総会の決議を要する。
2 本会会則は、令和 6 年 8 月 10 日から施行する。